

長野県高等学校生活協同組合

組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

(目的)

第1条 長野県高等学校生活協同組合（以下、「高校生協」という）の組合員及び組合員と同一世帯に属する者が、高校生協の事業を利用する方法と利用代金支払いのルールについて、以下のとおり定める。

(利用できる事業の範囲)

第2条 定款第6条1項に定める組合員は、高校生協が実施する全ての事業、指定店を利用することができる。

2 定款第6条2項に定める組合員が利用できる事業の範囲は、別途「退職組合員に関する規程」に定める範囲とする。

(利用限度額)

第3条 組合員及び組合員と同一の世帯に属する者の合計利用限度額（1回払い及び分割払い残高の合計金額）は、200万円（税別）とする。ただし、現金払いは除く。

2 利用代金が本条の限度額を超えるときは、高校生協は組合員への供給を見送ることができる。

3 利用代金について指定店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。

4 この規則にかかわらず、利用を必要とする特別の事情がある場合には別途事前の協議を行う。

(分割払い)

第4条 支払回数は原則1回払いとするが、高校生協の了解を得た場合、定款第6条1項の組合員は20回を上限に分割払いすることができる。なお、分割手数料は高校生協が負担する。

2 分割1回あたりの支払金額は、原則1万円（税別）以上とし、30万円（税別）を上限とする。

3 指定店利用の場合には、各指定店販売契約書に基づいて分割し、手数料は指定店が負担する。

4 賞与月として、6月と12月の支払いは月々の支払いに加算して、別途設定することができる。

(支払い方法)

第5条 定款第6条1項組合員のうち給与引き取り可能な県費職員の利用代金の支払いは、原則として給与払いとする。ただし、給与から引き取りできない場合は口座振替とする。

2 定款第6条1項組合員のうち前項以外の組合員の利用代金の支払いは、原則として口座振替とする。

3 定款第6条2項組合員の利用代金の支払いは、別途定める「退職組合員に関する規程」による。

4 前各号の支払い手続きが完了するまでは、指定の振込用紙にて支払う。

5 前各号以外に、持参払い、集金を希望する組合員は、高校生協と別途協議する。

6 高校生協指定店で住宅購入等の利用に際しては、当該指定店と直接決済することができる。

(債権譲渡の承諾)

第6条 組合員は、指定店にて利用した代金が、高校生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第7条 組合員は、高校生協事業の本来の目的から逸脱して、換金や転売等を目的とした不正、不当な利用を行ってはならない。

(支払い義務)

- 第8条** 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有し、所定の期日を越えて入金されないときには、高校生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べない。
- 2 利用代金が所定の期日を越えて3ヶ月にわたってなお入金されないときには、高校生協は、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができる。
 - 3 ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めて3ヶ月にわたってなお入金されないときには、ガソリン給油カードを失効とされても未納者は一切異議を述べない。
 - 4 団体扱い保険料については、所定の期日を含めて3ヶ月にわたってなお入金されないときは、本人及び保険会社に通知のうえ、高校生協は団体扱い契約を一般契約へ移行する手続きを行えるものとする。また、団体保険契約については、加入契約を解除されても未納者は一切異議を述べない。

(期限の利益の喪失)

- 第9条** 組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、高校生協からの通知・催告を待たずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(所有権の留保)

- 第10条** 組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は高校生協に留保される。

(事業の利用停止)

- 第11条** 本規則第3条（利用限度額）の定めに違反する場合には、高校生協は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。
- 2 本規則第7条（換金、転売等の目的外利用）の事実が認められた場合、その他高校生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、高校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。
 - 3 本規則第8条（支払義務）1項の定めに違反する場合には、高校生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

- 第12条** 前条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、高校生協は、諸般の事情を検討した上で、事業の利用停止を解除することができる。

(請求金額の確認)

- 第13条** 組合員は、Web上のマイページに登録するものとし、請求金額の確認をマイページの控除明細（利用明細）にて行う。
- 2 高校生協は、原則として書面による控除明細（利用明細）を発行しない。
 - 3 組合員は、控除明細に疑義のある場合は、遅滞なく高校生協に申し出る。

(再請求手数料)

- 第14条** 高校生協は、組合員の利用代金が、所定の期日を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができる。
- 2 前項に定める手数料は、再請求をする都度に加算される。

(遅延損害金)

- 第15条** 本規則第8条（支払義務）2項に定める遅延損害金は、年率14.6%を上限として適用することができる。

遅延損害金 = 遅延額（未払残高）× 遅延損害金利率 ÷ 365日 × 遅延日数

（組合員資格喪失時の支払方法）

第16条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

（連帯保証人及び返済計画書）

第17条 本規則第4条（分割払い）、第5条（支払い方法）、第8条（支払い義務）に定める支払い方法を履行できないと高校生協が判断したときは、当該組合員は支払い債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

（除名）

第18条 支払い債務の不履行が認められる場合には、定款第12条（除名）の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

（協議解決）

第19条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と高校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図る。

（管轄裁判所）

第20条 この規則に関わる一切の訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（周知）

第21条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知する。

- ① 組合員への文書の配付
- ② ホームページへの掲載
- ③ マイページへの記載
- ④ 事務所での掲示
- ⑤ その他高校生協が定める適切な方法

（本規則の変更）

第22条 高校生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他高校生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規則を変更することができる。

- 2 前項の場合、高校生協は、この規則を変更する旨、変更後の規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知する。
- 3 この規則の改廃は、理事会の決議にて行う。

附則

（施行期日）

この規則は、2020年3月1日から施行する。